

米子市市有財産への広告掲載等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の市有財産を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(市有財産への広告掲載)

第2条 市民サービスの向上を図るための新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化に資するため、次に掲げる市有財産について、民間事業者等に有料で広告の掲載又は広告物の掲出（以下「広告掲載等」という。）を行わせるものとする。

- (1) 本市が発行する広報紙、本市が使用する封筒その他の印刷物
- (2) 本市のホームページ
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告掲載等が可能な媒体（不動産を除く。）

2 広告媒体とする具体的な市有財産については、別に定める。

(広告掲載等の基本原則)

第3条 市有財産に掲載する広告（以下「掲載広告」という。）については、広告主の事業の適正化、消費者の保護、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに市民生活の向上を図るため、次に掲げる基本原則に適合するものでなければならない。

- (1) 公正かつ真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗慣習を尊重したものであること。
- (5) 関係法規及び社会秩序を守るものであること。

2 次に掲げる事項に該当する広告については、市有財産に掲載しない。

- (1) 政治性若しくは宗教性のあるもの又は選挙関係のもの
- (2) 意見広告又は名刺広告に類するもの
- (3) 風俗営業又はこれに類するもの
- (4) 商品先物取引又は貸金業に類するもの
- (5) 通信販売又は訪問販売に類するもの
- (6) 公序良俗に反するもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が市有財産を広告媒体として使用することが適当でないとするもの

3 前2項に定めるもののほか、掲載広告の内容等に関し必要な事項は、別に定める。

(掲載広告の種類、規格等)

第4条 掲載広告の種類、規格及び位置、広告掲載等の範囲、期間等については、当該広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載等の募集)

第5条 掲載広告は、本市の広報紙、ホームページ、掲示等により公募して決定する。ただし、市長が公募の必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 掲載広告の募集方法及び選定方法並びに広告掲載料その他広告掲載等に係る要件については、当該広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載等の申込み)

第6条 市有財産に広告掲載等を行おうとする者は、市長が定める期間内に、米子市市有財産広告掲載等申込書を市長に提出し、当該掲載広告の内容、デザイン、形状、材質等（以下「仕様」という。）について、市長の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する手続については、広告代理店、広告看板等の製作者及びこれらに類する者に代行させることができる。

3 本市の市税、国民健康保険料その他本市への歳入金を滞納している者は、広告掲載等の申込みをすることができない。

(掲載広告の決定)

第7条 市長は、広告掲載等の申込みがあったときは、仕様を審査の上、広告掲載等の可否を決定し、その旨を申込者に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の承認（以下「広告掲載等承認」という。）を行うに際し、申込者に仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。

3 市長は、広告掲載等承認を受けた者（以下「広告主」という。）と広告掲載等に関する契約を締結し、又は広告主から請書を徴取するものとする。

(広告掲載等に当たっての遵守事項等)

第8条 広告主は、広告掲載等に当たっては、第3条第1項の基本原則及び次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 広告掲載等の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならないこと。

(2) 掲載広告に対する責任の所在を明確にするため、掲載広告に広告主の名称その他広告主を特定できる事項を明記すること。

(3) 掲載広告の仕様に変更が生じたときは、直ちに市長に申し出て、承認を受けること。

2 市長は、広告主が前項の規定に違反したときは、必要な是正を指示し、又は広告掲載等を中止するものとする。

3 広告主は、掲載広告の内容等に関し、第三者からの苦情、被害救済の申出、損害賠償の請求等があったときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

(広告掲載等承認の取消し及び契約の解除)

第9条 市長は、広告主が前条第2項の規定による指示に従わないとき、又は企業の倒産、解散等の事由が生じたときは、広告掲載等承認を取消し、広告掲載等に係る契約を解除することができる。

2 広告主は、前項の規程による広告掲載等の承認の取消し又は広告掲載等に係る契約の解除に伴い損害を被ることがあっても、市長に対し、その損害の賠償を請求することはできない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月7日から施行する。

(広報よなごへの広告掲載等に関する特例)

2 広報よなごへの広告掲載等に関しては、この要綱に定めるもののほか、広報よなごへの広告の掲載に関する要綱(平成17年4月1日施行)の定めるところによる。

(米子市ホームページへの広告掲載等に関する特例)

3 米子市ホームページへの広告掲載等に関しては、この要綱に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(米子市循環バスへの広告掲載等に関する特例)

4 米子市循環バスへの広告掲載等に関しては、この要綱に定めるもののほか、市と循環バス事業者との間で交換した覚書に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成20年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。